

## 報奨金の額の設定の基準となる数値の算定について

### ○ 報奨金額の算定の根拠

納付金制度に係る報奨金額については、調整金に係る単位調整額以下の額で厚生労働省令で定めることとされている。(法附則第4条第3項)

実態調査に基づき、雇用率の達成、未達成に関係なく、現在の報奨金の支給基準を満たす企業における身体障害者、知的障害者又は精神障害者1人の雇用に伴う1か月当たりの特別費用額の平均を求めると44,279円となる。

次に、調整金と報奨金の整合性をとる必要があることから、調整金を決定する際に基準となるべき額と調整金の単価の割合を計算し、また、納付金を納めていない企業で障害者を多数雇用している企業の特別費用の一部の負担の調整を図るといふ観点からこの額を2で除した額としている。

したがって、報奨金額は次のとおりである。

### \* 報奨金額

	[調整金の単価]				[報奨金額]
44,279円	×	$\left( \frac{29,000\text{円}}{29,532\text{円}} \right)$	÷	2	= 21,741円
[1か月当たり特別費用の額の平均額]		[今回見直しの際、調整金を決定する時の基準となるべき額]			≒ <u>21,000円</u>